

# 個人住民税における寄附金税額控除限度額(ふるさと納税制度)の見直し

## <改正のポイント>

### 1.趣旨・背景

ふるさと納税制度は、所得が高い人ほど税額控除額の限度額が高くなることから、自己負担2,000円での寄附金額が大きくなり、高所得者ほど高額な返礼品を受け取ることができることから、公平性の観点から課題があった。

### 2.内容

個人住民税におけるふるさと納税による寄附金の税額控除制度について、特例控除額の限度額が以下のとおり改正される。(道府県民税・市町村民税の限度額合計:193万円)

	改正前	改正後
道府県民税	個人住民税所得割額の2割	<b>①、②のいずれか低い金額</b> ①個人住民税所得割額の2割 <b>②772,000円(指定都市に住所を有する場合、386,000円)</b>
市町村民税		<b>①、②のいずれか低い金額</b> ①個人住民税所得割額の2割 <b>②1,158,000円(指定都市に住所を有する場合、1,544,000円)</b>

### 3.適用時期

2028(令和10)年度以後の個人住民税について適用される。

## <改正のポイント>

### 4.影響

- ・給与収入が約1億円以上の高所得者等について改正の影響が生じる。

### 5.実務のポイント

- ・住民税は前年の所得を基に計算されるため、2027(令和9)年以降の寄附から改正の影響が生じる。

## 1.改正の趣旨・背景

ふるさと納税制度は、自身の生まれ育ったふるさとや応援したい地域への貢献を納税という形により実現すること等を趣旨として設けられた制度である。

ふるさと納税をした場合、その支出額は所得税においては所得控除の適用を受け、住民税においては税額控除が、一定の算式のもと適用される。ふるさと納税をした個人の所得状況等から算定される寄附金の限度額以内であれば、ふるさと納税の支出金額から2,000円を控除した金額について、所得税・住民税が減額されるため、希望の自治体に自己負担2,000円でふるさと納税を行うことが可能である。

しかしながら、高所得者ほど高額な返礼品を受け取ることが可能であることによる公平性の課題、一部自治体への寄附の集中による財政基盤の歪みが生じるなどの地方税として健全性の課題が生じていた。



出典: 総務省「ふるさと納税ポータルサイト」

## 2. 改正の内容

### (1) 控除限度額改正による影響

#### 【試算の前提】

- ・単身者で給与収入1億円(給与所得9,805万円)、住民税所得割980.5万円の方が445.3万円ふるさと納税した場合
- ・所得控除及び税額控除は考慮しない

#### 【改正前】

税金の軽減額			
①または②の小さい金額			
① 住民税所得割×20%			
980.5万円×20% = 196.1万円	196.1万円		
② (寄附金額-2,000円) × (100%-所得税と住民税等の税率)			
445.1万円×44.055% = 196.1万円			
(寄附金額-2,000円) × 住民税率	44.5万円		
445.1万円×10% = 44.5万円			
(寄附金額-2,000円) × 所得税率等	204.5万円		
445.1万円×45.945% = 204.5万円			
基礎負担額	0.2万円		
住民税所得割×20%を超える部分	0円		
税金の軽減額 合計 445.1万円			

#### 【改正後】

税金の軽減額			
①または②の小さい金額			
① AまたはBの小さい金額			
A: 住民税所得割×20%			
B: 193万円			
A: 980.5万円×20% = 196.1万円			
B: 193万円 A > B ∴ B(193万円)			193万円
② (寄附金額-2,000円) × (100%-所得税と住民税等の税率)			
445.1万円×44.055% = 196.1万円			
① < ② ∴ ①(193万円)			
(寄附金額-2,000円) × 住民税率	44.5万円		
445.1万円×10% = 44.5万円			
(寄附金額-2,000円) × 所得税率等	204.5万円		
445.1万円×45.945% = 204.5万円			
基礎負担額	0.2万円		
特例控除限度額(193万円)を超える部分			3.1万円
税金の軽減額 合計 442万円			

翌年の住民税額  
から控除

改正後:  
193万円が限度額

確定申告により  
所得税を軽減

## 2. 改正の内容

### (2) 改正前後において全額が寄附控除の対象となる寄附金額の目安比較表

#### 【試算の前提】

- 自己負担額が2,000円となる寄附金額とする
- 単身者の場合
- 所得控除及び税額控除は考慮していない

①給与所得のみ(収入金額)

(単位:万円)

給与収入	寄附金額		減少額
	改正前	改正後	
9,000	399.9	399.9	0.0
9,500	422.6	422.6	0.0
9,800	436.2	436.2	0.0
9,900	440.7	438.2	▲ 2.5
10,000	445.3	438.2	▲ 7.1
20,000	899.3	438.2	▲ 461.1

②上場株式等の譲渡所得等の分離課税所得のみ(所得金額)

(単位:万円)

所得金額	寄附金額		減少額
	改正前	改正後	
10,000	134.0	134.0	0.0
15,000	201.0	201.0	0.0
18,000	241.2	241.2	0.0
19,000	254.6	254.6	0.0
20,000	267.9	258.6	▲ 9.3
30,000	401.8	258.6	▲ 143.2

### 3. 適用時期

2028(令和10)年度以後の個人住民税について適用する。

### 4. 影響

・給与収入が約1億円以上の高所得者等について、寄附金の税額控除額に設けられた定額上限に留意する必要がある。

### 5. 実務のポイント

- ・住民税は前年の所得を基に計算されるため、改正の影響を受ける者は2027年(令和9)年以降の寄附から改正の影響が生じる。
- ・本改正による影響はないが、受け取った返礼品は一時所得の対象となるため引き続き留意が必要である。
- ・地方自治体についても、ふるさと納税制度のため外部事業者へ支払う費用、送料、加工賃等の経費率が段階的に40%へと引き下げられることから、返礼品の内容等へ影響が出るものと考えられる。